

佐賀県選挙管理委員会告示第 2 号

政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、石倉ひでさと後援会から平成 28 年 12 月 12 日に取下げの届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 8 月 5 日付け佐賀県公報で公表した政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動(佐賀県選挙管理委員会告示第 42 号)の一部を次のとおり訂正する。

平成 29 年 2 月 10 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

2 その他の政治団体の表中

「

石倉ひでさと後援会	主たる事務所の所在地	杵島郡江北町八町 652 番地	杵島郡江北町大字 山口 3355 番地
-----------	------------	-----------------	---------------------

」

を削る。